

保 在 第 4 5 7 号
平成 28 年 7 月 27 日

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田 重 森 様

福岡市長 高島 宗一郎



障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例について（諮問）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組みが求められております。

福岡市においても、共生社会の実現を図るため、法の円滑な施行に向けて取り組んでいるところですが、障がいを理由とする差別の解消に向けては、福岡市の実情を踏まえたより効果的な施策を推進する必要があるため、条例の制定に取り組むこととしております。

つきましては、障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例制定にあたり、条例案に盛り込むべき内容について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。